

条例第9号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月18日

宇和島市長 岡原文彰

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 単純な労務に雇用される職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 単純な労務に雇用される職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p><u>第5条の3 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規</u></p>

(会計年度任用職員の給与の種類)

第16条 単純な労務に雇用される職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される者(以下「会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

(会計年度任用職員の給与の種類)

第16条 単純な労務に雇用される職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される者(以下「会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。